

## 吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱

平成18年11月1日

告示第74号

改正 平成23年2月21日告示第8号

平成27年12月24日告示第128号

平成28年3月28日告示第29号

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者（児）等に、手話通訳及び要約筆記等（以下「手話通訳等」という。）の方法により、聴覚障害者（児）等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障害者（児）等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障害者（児）等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、聴覚障害者（児）等とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する者をいう。

### (事業内容)

第3条 町長は、聴覚障害者（児）等に対し地域の特性及び利用の状況に応じ、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音声訳等による支援事業等、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者（児）等とその他の者の意思疎通を仲介する。

### (対象者)

第4条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、本町が援護の実施者となる聴覚障害者（児）等で、手話通訳者等がいなければ、その他の者との円滑な意志の疎通を図ることが困難な者と町長が認めた者とする。

### (申請)

第5条 事業を利用しようとする聴覚障害者（児）等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で聴覚障害者（児）等を現に保護する者をいう。）（以下「申請者」という。）は、吉富町コミュニケーション支援事業利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

（決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を吉富町コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、利用決定の場合は地域生活支援事業利用券（別記様式第3号）を交付するものとする。

（変更の届出）

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは吉富町コミュニケーション支援事業利用変更届（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

（決定の取消）

第8条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- （1） 聴覚障害者（児）等が第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 聴覚障害者（児）等が死亡したとき。
- （3） その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、吉富町コミュニケーション支援事業利用取消通知書（別記様式第5号）により利用者等に通知するものとする。

（事業の委託）

第9条 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める事業者に委託することができる。

（委託を受けた者の責務）

第10条 前条の規定により委託を受けた者は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事業の費用)

第11条 この事業に係る費用は次のとおりとする。

- (1) 2時間まで 5,000円
- (2) 2時間以上3時間未満 6,000円
- (3) 3時間以上4時間未満 8,000円
- (4) 4時間以上6時間未満 10,000円
- (5) 6時間以上8時間未満 12,000円
- (6) 8時間以上 前号の金額に1,000円(1時間毎)を加えた額

(利用料)

第12条 この事業に係る利用料は、無料とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年2月21日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日告示第128号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

吉富町コミュニケーション支援事業利用申請書

年 月 日

吉富町長 様

居住地  
申請者 氏 名  
個人番号  
電話番号 ( )  
FAX番号 ( )

吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり手話通訳者等の派遣を申請します。

記

身体障害者手帳番号	第 号		
日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後
派遣先		派遣先住所	
派遣内容			
理 由	1 1人暮らし又は聴覚障害者(児)等のみの世帯のため、付き添う者がいない。 2 家族の都合が悪いため 3 その他 ( )		
備 考			

別記様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

吉富町コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書

様

吉富町長 

吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 派遣する

派遣日時	年 月 日 ( )		
	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	
派遣先		派遣 内容	
待合わせ場所		担当手話 通訳者等	
備考			

2 派遣しない

理由

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

吉富町長



地 域 生 活 支 援 事 業 利 用 券

受給者番号		区 分	
利用者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号			
利 用 す る サ ー ビ ス	吉富町コミュニケーション支援事業		
決 定 内 容			
利 用 者 負 担			
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
備 考			

※ 次年度の利用を希望する際は更新の手続きが必要になります。

※ 記載事項に変更が生じた際は役場まで届出てください。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

吉富町コミュニケーション支援事業利用変更届

吉富町長 様

吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届出します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
利用に係る児童氏名			個人番号	
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日	年 月 日	

別記様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

吉富町コミュニケーション支援事業利用取消通知書

様

吉富町長



吉富町コミュニケーション支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
取消年月日	年 月 日			
取消理由				

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第1号 (第5条関係)

別記様式第2号 (第6条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第8条関係)